

## 春日部市建設工事等入札審査委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、本市が発注する建設工事の請負、建設工事に係る設計、調査及び測量並びに土木施設維持管理の業務委託（以下「建設工事等」という。）の一般競争入札の内容に関すること及び指名競争入札に参加する者（以下「指名業者」という。）の選定、その他必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 一般競争入札の円滑な事務運営及び指名業者の公正な選定を図るため、春日部市建設工事等入札審査委員会（以下「委員会」という。）及び春日部市建設工事等入札審査委員会小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者をもってこれに充てる。

副市長、総合政策部長、財務部長、総務部長、建設部長、都市整備部長、水道部長、学校教育部長、契約検査課工事検査担当課長

2 委員長は、副市長をもってこれに充てる。

3 副委員長は、総務部長をもってこれに充てる。

(小委員会の委員)

第4条 委員は、次に掲げる者をもってこれに充てる。

総務部長、総務部次長、政策課長、公共施設事業調整課長、環境センター長、農業振興課長、道路建設課長、河川課長、下水道課長、公園緑地課長、まちづくり推進課長、鉄道高架整備課長、工務課長、施設課長

2 委員長は、総務部長をもってこれに充てる。

3 副委員長は、総務部次長をもってこれに充てる。

(委員会の委員長等)

第5条 委員会及び小委員会の委員長は、委員会及び小委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

2 委員会及び小委員会の副委員長は、委員会及び小委員会の委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会及び小委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会及び小委員会の会議は、委員長が必要と認めるときに開催する。

- 3 委員会及び小委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、意見又は説明を聴取することができる。
- 6 会議は、非公開とする。

(審議事項)

第7条 委員会は、設計金額が3,000万円を超える建設工事等の入札にかかる一般競争入札の内容に関する事、指名業者の選定に関する事、入札の参加停止に関する事その他委員長が必要と認めた事項を審議する。

2 小委員会は、原則として設計金額が3,000万円以下の建設工事等の入札にかかる一般競争入札の内容に関する事及び指名業者の選定に関する事、その他委員長が必要と認めた事項を審議する。

3 前2項の規定に係わらず、委員会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、審議を要しないことができる。

(指名業者の選定等)

第8条 前条で規定する指名業者の選定は、契約の種類及び金額に応じ別に定める春日部市建設工事請負等競争入札参加者の資格及び資格審査会に関する規則(平成17年規則第128号)第8条の規定に基づいて格付けされた者のうちから委員会において選定するものとする。

2 建設工事等の指名業者の選定は、別に定める区分に従い行うものとする。ただし、前項の規定にかかわらず工事の施工上、必要があるときは、A、B、C及びDの格付け区分の直近上位の者から選定することができるものとする。

(指名業者の欠格要件等)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、指名選考の対象外とする。

- (1) 入札参加停止措置の期間にある者
- (2) 営業停止命令中の者及び営業休止中の者
- (3) その他不適格と認められる者

2 前項各号で規定する欠格要件の解除時期は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 前項第1号規定の場合

入札参加停止措置の期間が満了したとき。

(2) 前項第2号規定の場合

営業停止命令中の者については、当該命令が解除された日、営業休止中の者については、営業を再開した旨を本委員会において認めた日

(3) 前項第3号規定の場合

本委員会で定める期間を経過したとき。

(秘密の保持)

第10条 委員会及び小委員会の会議に出席した者は、会議の内容に関して秘密を保持しなければならない。

(議事録等)

第11条 委員会及び小委員会は、会議の議事録を常に整備しておかなければならない。

2 会議の議事は、公表しない。

(庶務)

第12条 委員会及び小委員会の庶務は、総務部契約検査課において処理する。

(その他)

第13条 この規則で定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則（平成17年10月1日規則第127号）

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行前までに、春日部市建設工事等請負業者指名審査委員会規則（平成4年春日部市規則第43号）又は庄和町建設工事等請負業者指名審査委員会規則（昭和57年庄和町規則第8号）の規定によりなされた契約に関する事務のうち、この施行規則の際引き続き継続しているものについては、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年4月1日規則第28号）

(施行期日)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日規則第27号）

(施行期日)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第25号）

(施行期日)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月26日規則第32号)

(施行期日)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月27日規則第23号)

(施行期日)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第85号)

(施行期日)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月28日規則第33号)

(施行期日)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。